

公益財団法人佐賀県スポーツ協会  
所有物品貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が所有する物品の貸出に関する事項を規定する。

(貸出対象)

第2条 物品の貸出を受けることができる対象は次のとおりとする。

(1) 本協会加盟団体

(2) その他、本協会が認める団体等

2 前項(1)又は(2)に規定する団体等であっても、本協会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、物品を貸出さないものとする。

(1) 貸出された物品を、宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用する恐れがある団体等

(2) 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある団体等

(3) その他事務局長が貸出しに不相当と認めた団体等

(貸出物品)

第3条 貸出物品は、「物品貸出リスト(別表1)」に記載されているものに限る。

(貸出申請)

第4条 物品の貸出を受けようとするもの(以下「借受人」という。)は、「物品借用申請書(様式1)」を本協会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用日の5日前までに行うこととする。

3 本協会主催事業等と使用日が重複する場合は、本協会主催事業等を優先するものとする。

(交付)

第5条 本協会の事務局長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、その可否を決定する。

2 事務局長は、前項の規定により、物品の貸出を必要と認めた場合は、借受人に物品を貸出すものとする。

(貸出期間)

第6条 物品の貸出期間は、原則として4日以内とする。ただし、事務局長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

(物品の返還)

第7条 借受人は、次の各号の一に該当する場合は、事務局長に物品を返還しなければならない。

(1) 前条の貸出期間を満了した場合

(2) 物品の利用を中止する場合

(3) 物品を損傷した場合

(物品の紛失)

第8条 借受人は、物品を紛失した場合は、速やかに本協会にその旨を連絡しなければならない。

(修繕等の維持管理)

第9条 物品の貸出を受けている間の当該物品の修繕等の維持管理に要する経費は、借受人が負担しなければならない。

2 借受人は、故意又は過失により当該物品を損傷又は紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、貸出を受けた物品を他人に譲渡し、転貸し、交換したりしてはならない。

(事故責任)

第11条 物品の使用によって生じた事故等に関しては、本協会は一切の責任を負わない。

(違反に対する措置)

第12条 この規程に違反した場合は、以後の貸出を停止する。

附則

この規程は令和3年1月6日から施行する。

(別表1) 「物品貸出リスト」

	物 品 名 称	数 量
1	サーモエクスプロ (高性能大型非接触式感知システム)	2
2	ハンドヘルド発熱測定カメラ (高性能小型非接触式感知機器)	2
3	サーモマネージャー (高性能非接触式感知機器 スタンド付)	3
4	非接触型赤外線小型温度測定器 (簡易版測定機器)	6
5	アクリルパーテーション (900mm×600mm)	4
6	動画配信用ビデオカメラ	5
7	ビデオカメラ用三脚	5
8	動画配信編集用パソコン	2
9	動画配信用AVスイッチャー	2